

## 千葉競輪選手宿舎管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉競輪選手宿舎千葉サイクル会館（以下「千葉サイクル会館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (施設)

第2条 千葉サイクル会館の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊室
- (2) 食堂
- (3) 休養・マッサージ室

### (用途)

第3条 千葉サイクル会館は、千葉競輪場において競輪（自転車競技法（昭和23年法律第209号）第1条第3項に規定する競輪をいう。以下同じ。）に参加する選手及びその関係者（以下「競輪選手等」という。）の宿舎として利用する。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する利用に支障がないと認められる場合は千葉サイクル会館を一般に供用させること（以下「一般供用」という。）ができるものとする。

### (一般供用の対象)

第4条 一般供用の対象は、市長が適当と認めたおおむね30人以上の団体とする。

### (一般供用の日)

第5条 一般供用の日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長が第3条第1項に規定する利用に支障がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 競輪が開催される期間の初日の2日前から同期間の末日の2日後までの日
- (2) 12月28日から翌年の1月3日までの日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める日

### (一般供用の時間)

第6条 一般供用の時間は、次のとおりとする。

施設	利用時間
宿泊室	宿泊を開始する日の午後3時から 宿泊を終了する日の午前10時まで
食堂	午前9時から午後5時まで
休養・マッサージ室	午前9時から午後5時まで

### (一般供用の利用の承認)

第7条 一般供用の利用をしようとするものは、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 千葉サイクル会館の施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、千葉サイクル会館の管理上支障があると認めるとき。
- 3 第1項の規定により千葉サイクル会館の施設の一般供用の利用の承認を受けようとするもの(第5項において「申請者」という。)は、千葉サイクル会館利用承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申請は、利用しようとする日(2日以上連続して利用するときは、その初日をいう。以下この項において同じ。)の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の20日前まで受け付けるものとする。ただし、市長が相当の理由があると認め、かつ、千葉サイクル会館の利用に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 5 市長は、第3項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、承認したときは千葉サイクル会館利用承認書(様式第2号。以下「利用承認書」という。)を申請者に交付するものとする。

(一般供用の利用の取消し等)

- 第8条 一般供用の利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)がその利用を取り消し、又は承認に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、千葉サイクル会館利用取消・変更申出書(様式第3号)に利用承認書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項に規定する申出書を受理し、承認に係る事項の変更を承認したときは、千葉サイクル会館利用変更承認書(様式第4号)を利用者に交付するものとする。

(利用の制限等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、第7条第1項の承認を取り消し、又は千葉サイクル会館からの退去を命ずることができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第7条第2項第1号又は第2号に規定する利用の不承認の事由が発生したとき。
- (4) 千葉サイクル会館の管理業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (5) 競輪が開催される日に変更になったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、千葉サイクル会館の管理上支障があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、千葉サイクル会館利用取消通知書(様式第5号)を当該取消しに係る利用者に交付するものとする。

(利用料)

- 第10条 利用者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。
- 2 前項の利用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料の免除)

第11条 市長は、特に必要があると認める場合は、利用料を免除することができる。

2 前項の規定により利用料の免除を受けようとする者は、千葉サイクル会館利用料免除申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、決定したときは千葉サイクル会館利用料免除決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(利用料の不返還)

第12条 既に支払われた利用料は返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者の損害賠償)

第13条 利用者は千葉サイクル会館の施設及び付属設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第14条 千葉サイクル会館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認された目的以外の目的で利用しないこと。
- (2) 承認なく施設以外の施設を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、柵等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。
- (4) 立入りを禁止した区域に立ち入らないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所において火気を利用し、又は喫煙をしないこと。
- (6) 承認なく物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (7) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、(財)千葉市整備公社との賃借権設定締結後に施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年12月11日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 宿泊室の利用料(1人1泊につき)

区 分	利用人数	金 額
宿泊室	30～49人	4,500円
	50～100人	4,000円

備考 この表に掲げる利用料の額には、食事代を含まない。

2 宿泊室以外の施設の利用料

区 分		金額(1室当たり)	
		4月、5月、10月 及び11月	6月から9月まで 及び12月から翌年の3 月まで
食堂	午前	3,100円	3,800円
	午後	4,100円	5,000円
	1日	8,200円	10,000円
休養・マッサージ室	午前	1,700円	2,100円
	午後	2,300円	2,800円
	1日	4,500円	5,500円

備考

- 1 「午前」とは、午前9時から正午までをいう。
- 2 「午後」とは、午後1時から午後5時までをいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいう。
- 4 宿泊室の利用者が第2条第2号及び第3号に掲げる施設を利用する場合は、当該施設に係る利用料は、無料とする。

様式第1号

千葉サイクル会館利用承認申請書				
(あて先) 千葉市長				年 月 日
(申請者)				
住 所				
団 体 名				
代表者氏名				
電 話 便 号				
次のとおり申請します。				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者	住 所		電 話	連 絡 先
	氏 名			勤 務 先
メールアドレス	@			
宿 泊	利用年月日		予定人員	利用料
有 ・ 無	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) ( 泊)		人	円
施 設 の 利 用	<input type="checkbox"/> 休養・マッサージ室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 駐車場			
そ の 他 特 記 事 項				
※ 処 理 欄				

※処理欄は、記入しないでください。

様式第2号

千葉サイクル会館利用承認書				
団体名				年 月 日
代表者		様		
			千葉市長	印
次のとおり利用を承認します。				
承認番号				
利用目的				
利用責任者	住所		電話	連絡先
	氏名			勤務先
メールアドレス	@			
宿泊	利用年月日		予定人員	利用料
有・無	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) (泊)		人	円
附属施設の 利用希望	<input type="checkbox"/> 休養・マッサージ室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 駐車場			
その他 特記事項				
処理欄				



様式第3号

千葉サイクル会館利用取消・変更申出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申出者)

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 便 号

次のとおり利用承認の取消し・承認事項の変更を申し出ます。

既承認事項	承認年月日	年 月 日	承認番号		
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日 (泊)			
	利用責任者	住所		電話	連絡先
		氏名			勤務先
	メールアドレス	@			
	利用目的				
	利用人数	人	利用料	円	
取消し(変更)の理由					
変更事項	承認事項		変更事項		
変更後の利用料	円				
その他特記事項					



様式第 4 号

千葉サイクル会館利用変更承認書

平成 年 月 日

団体名

代表者

様

千葉市長



千葉サイクル会館の利用の承認に係る事項の変更の申出について、次のとおり承認します。

既承認事項	承認年月日	年 月 日		承認番号		
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日 (泊)				
	利用責任者	住所		電話	連絡先	
		氏名			勤務先	
	メールアドレス	@				
	利用目的					
	利用人数	人	利用料	円		
変更事項	承認事項		変更事項			
変更後の利用料					円	
その他特記事項						

様式第 5 号

千葉サイクル会館利用取消通知書						
					年 月 日	
団体名						
代表者						
様						
千葉市長 <span style="float: right;">印</span>						
次のとおり千葉サイクル会館の利用の承認を取消しましたので通知します。						
既承認事項	承認年月日	年 月 日		承認番号		
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日 (泊)				
	利用責任者	住所			電話	連絡先
		名氏				勤務先
	メールアドレス	@				
	利用目的					
	利用人数	人		利用料	円	
取消しの理由						
その他の特記事項						

様式第 6 号

千葉サイクル会館利用料免除申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 便 号

次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 責 任 者	住 所		電 話	自 宅	
	氏 名			勤 務 先	
メールアドレス	@				
宿 泊	利用年月日		予定人員	/	
有 ・ 無	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) (泊)		人		
施 設 の 利 用	<input type="checkbox"/> 休養・マッサージ室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 駐車場				
利 用 料 の 免 除 の 申 請	<input type="checkbox"/> 免除を申請します				
免 除 の 申 請 理 由					
そ の 他 特 記 事 項					

様式第7号

千葉サイクル会館利用料免除決定通知書					
					年 月 日
団体名					
代表者		様		千葉市長	
					印
次のとおり利用料の免除を決定しましたので、通知します。					
利用目的					
利用責任者	住所		電話	自宅	
	氏名			勤務先	
メールアドレス	@				
宿泊	利用年月日			予定人員	/
有・無	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) (泊)			人	
施設の利用	<input type="checkbox"/> 休養・マッサージ室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 駐車場				
免除の決定	<input type="checkbox"/> 免除します <input type="checkbox"/> 免除しません				
その他特記事項					